

令和6年度「茨城県最低賃金の改正決定について」の 答申を受けました！

令和6年8月5日



最低賃金審議会において、清山会長(写真 右)から答申文を受け取る澤口局長 (写真 左)

茨城労働局長は、最低賃金の改正決定について、審議を重ねてきた茨城地方最低賃金審議会長(会長・清山玲茨城大学教授)から、本年8月5日、茨城県最低賃金を52円引き上げて時間額 1,005 円(現行 953円)に改正し、本年 10 月1日から施行するよう答申を受けました。

[答申文についてはこちらをご覧ください。\(pdf3 ページ\)](#)

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216